

報告第4号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月1日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 197,712円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方の被った損害賠償金として197,712円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市
個人

4 事故の概要

令和2年1月30日午後3時40分頃、真柴字中田地内において、相手方が市道中田線を歩行中、道路側溝部分を通過する際、道路側溝の蓋の隙間に右足先がはまって転倒し、けがを負わせた。

5 市の過失割合 70パーセント

議案第3号

一 関市議会議員及び一関市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市議会議員及び一関市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一 関市議会議員及び一関市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

一 関市議会議員及び一関市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成17年一関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 <u>候補者（市長の選挙に限る。）</u>は、7.51円に法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 <u>候補者</u>は、7.51円に法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の一関市議会議員及び一関市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

議案第4号

一関市藤沢コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

一関市藤沢コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一関市藤沢コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

一関市藤沢コミュニティセンター条例（平成23年一関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		
施設	名称	位置	施設	名称	位置
コミュニティセンター	[略]		コミュニティセンター	[略]	
	本郷白藤交流館	[略]		本郷白藤交流館	[略]
	<u>七日町交流センター</u>	<u>一関市藤沢町黄海字天沼 190番地</u>			
	曲田地区ふれあいセンター	[略]		曲田地区ふれあいセンター	[略]
[略]		[略]			
[略]		[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第5号

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一 関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第3条、第4条、第5条関係） 医療分の税率等				別表第1（第3条、第4条、第5条関係） 医療分の税率等					
		項目	税率等			項目	税率等		
第3条	所得割	税率	6.52%	第3条	所得割	税率	7.59%		
第4条	均等割	被保険者1人当たり	19,000円	第4条	均等割	被保険者1人当たり	19,800円		
第5条	平等割	1世帯 当たり	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	18,200円	第5条	平等割	1世帯 当たり	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	20,300円
			特定世帯	9,100円				特定世帯	10,150円
		特定継続世帯	13,650円	特定継続世帯			15,225円		
備考 [略]				備考 [略]					
別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係） 後期高齢者支援金分の税率等				別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係） 後期高齢者支援金分の税率等					
		項目	税率等			項目	税率等		

第6条	所得割	税率	<u>2.83%</u>	
第7条	均等割	被保険者1人当たり	<u>7,800円</u>	
第7条の2	平等割	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,400円
			特定世帯	3,700円
			特定継続世帯	5,550円

別表第3（第8条、第9条、第9条の2関係）

介護納付金分の税率等

項目			税率等
第8条	所得割	税率	<u>2.27%</u>
第9条	均等割	被保険者1人当たり	<u>8,300円</u>
第9条の2	平等割	1世帯当たり	<u>5,400円</u>

別表第4（第21条関係）

医療分の軽減額

項目			軽減額	
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	<u>13,300円</u>	
		世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>12,740円</u>
			特定世帯	<u>6,370円</u>
		特定継続世帯	<u>9,555円</u>	
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	<u>9,500円</u>	

第6条	所得割	税率	<u>2.87%</u>	
第7条	均等割	被保険者1人当たり	<u>7,100円</u>	
第7条の2	平等割	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,400円
			特定世帯	3,700円
			特定継続世帯	5,550円

別表第3（第8条、第9条、第9条の2関係）

介護納付金分の税率等

項目			税率等
第8条	所得割	税率	<u>2.47%</u>
第9条	均等割	被保険者1人当たり	<u>7,700円</u>
第9条の2	平等割	1世帯当たり	<u>5,800円</u>

別表第4（第21条関係）

医療分の軽減額

項目			軽減額	
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	<u>13,860円</u>	
		世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>14,210円</u>
			特定世帯	<u>7,105円</u>
		特定継続世帯	<u>10,657円</u>	
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	<u>9,900円</u>	

	第21条 第2号 イ	世帯の所得額が 430,000円＋被保 険者数×285,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>9,100円</u>
			特定世帯	<u>4,550円</u>
			特定継続世帯	<u>6,825円</u>
2割 軽減	第21条 第3号 ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×520,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>3,800円</u>
	第21条 第3号 イ		特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>3,640円</u>
			特定世帯	<u>1,820円</u>
		特定継続世帯	<u>2,730円</u>	

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条 第1号 ウ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1 人当たりの均等割の軽減額	<u>5,460円</u>	
	第21条 第1号 エ	世帯の所得額が 430,000円以下の 世帯1世帯当たり	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	5,180円
		の平等割の軽減額	特定世帯	2,590円
		特定継続世帯	3,885円	

	第21条 第2号 イ	世帯の所得額が 430,000円＋被保 険者数×285,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>10,150円</u>
			特定世帯	<u>5,075円</u>
			特定継続世帯	<u>7,612円</u>
2割 軽減	第21条 第3号 ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×520,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>3,960円</u>
	第21条 第3号 イ		特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>4,060円</u>
			特定世帯	<u>2,030円</u>
		特定継続世帯	<u>3,045円</u>	

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条 第1号 ウ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1 人当たりの均等割の軽減額	<u>4,970円</u>	
	第21条 第1号 エ	世帯の所得額が 430,000円以下の 世帯1世帯当たり	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	5,180円
		の平等割の軽減額	特定世帯	2,590円
		特定継続世帯	3,885円	

5割 軽減	第21条 第2号 ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×285,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>3,900円</u>
	第21条 第2号 エ	世帯の所得額が 430,000円＋被保 険者数×285,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
		特定継続世帯	2,775円	
2割 軽減	第21条 第3号 ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×520,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>1,560円</u>
	第21条 第3号 エ	世帯の所得額が 430,000円＋被保 険者数×520,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	1,480円
			特定世帯	740円
		特定継続世帯	1,110円	

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条 第1号 オ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1 人当たりの均等割の軽減額	<u>5,810円</u>
	第21条 第1号 カ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1 世帯当たりの平等割の軽減額	<u>3,780円</u>

5割 軽減	第21条 第2号 ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×285,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>3,550円</u>
	第21条 第2号 エ	世帯の所得額が 430,000円＋被保 険者数×285,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
		特定継続世帯	2,775円	
2割 軽減	第21条 第3号 ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×520,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>1,420円</u>
	第21条 第3号 エ	世帯の所得額が 430,000円＋被保 険者数×520,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	1,480円
			特定世帯	740円
		特定継続世帯	1,110円	

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条 第1号 オ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1 人当たりの均等割の軽減額	<u>5,390円</u>
	第21条 第1号 カ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1 世帯当たりの平等割の軽減額	<u>4,060円</u>

5割 軽減	第21条 第2号 オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×285,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額	<u>4,150円</u>
	第21条 第2号 カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×285,000円以下の世帯1世帯当たりの 平等割の軽減額	<u>2,700円</u>
2割 軽減	第21条 第3号 オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×520,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額	<u>1,660円</u>
	第21条 第3号 カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×520,000円以下の世帯1世帯当たりの 平等割の軽減額	<u>1,080円</u>

5割 軽減	第21条 第2号 オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×285,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額	<u>3,850円</u>
	第21条 第2号 カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×285,000円以下の世帯1世帯当たりの 平等割の軽減額	<u>2,900円</u>
2割 軽減	第21条 第3号 オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×520,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額	<u>1,540円</u>
	第21条 第3号 カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数 ×520,000円以下の世帯1世帯当たりの 平等割の軽減額	<u>1,160円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第6号

一関市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

一関市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一関市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

一関市老人福祉センター条例（平成17年一関市条例第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 一関市老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 一関市老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>														
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>一関老人福祉センター</td><td>一関市山目字館52番地1</td></tr><tr><td>大東老人福祉センター</td><td>一関市大東町大原字川内5番地2</td></tr><tr><td>千厩老人福祉センター</td><td>一関市千厩町千厩字前田54番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	一関老人福祉センター	一関市山目字館52番地1	大東老人福祉センター	一関市大東町大原字川内5番地2	千厩老人福祉センター	一関市千厩町千厩字前田54番地1	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>大東老人福祉センター</td><td>一関市大東町大原字川内5番地2</td></tr><tr><td>千厩老人福祉センター</td><td>一関市千厩町千厩字前田54番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	大東老人福祉センター	一関市大東町大原字川内5番地2	千厩老人福祉センター	一関市千厩町千厩字前田54番地1
名称	位置														
一関老人福祉センター	一関市山目字館52番地1														
大東老人福祉センター	一関市大東町大原字川内5番地2														
千厩老人福祉センター	一関市千厩町千厩字前田54番地1														
名称	位置														
大東老人福祉センター	一関市大東町大原字川内5番地2														
千厩老人福祉センター	一関市千厩町千厩字前田54番地1														
<p>(使用料)</p> <p>第11条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>第4条第1項</u>に規定する者及び12歳未満の者については、使用料を徴収しない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>第3条第1項</u>に規定する者及び12歳未満の者については、使用料を徴収しない。</p>														

別表（第11条関係）

1 一関老人福祉センター及び千厩老人福祉センター

(単位:円)

区分		使用料	60歳以上の者		
			12歳以上60歳未満の者		
			市外	市内	市外
1人1回につき	25人未満の団体又は個人		130	130	200
	25人以上の団体		100	100	130

2 大東老人福祉センター

[略]

別表（第11条関係）

1 _____千厩老人福祉センター

(単位:円)

区分		使用料	60歳以上の者		
			12歳以上60歳未満の者		
			市外	市内	市外
1人1回につき	25人未満の団体又は個人		130	130	200
	25人以上の団体		100	100	130

2 大東老人福祉センター

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第7号

一関市生活管理指導員派遣手数料条例を廃止する条例の制定について

一関市生活管理指導員派遣手数料条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一関市生活管理指導員派遣手数料条例を廃止する条例

一関市生活管理指導員派遣手数料条例（平成18年一関市条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第8号

一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一関市病院事業の設置等に関する条例（平成23年一関市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(施設の名称、位置及び事業) 第3条 病院事業を行う施設等の名称、位置及び事業の内容は、次のとおりとする。			(施設の名称、位置及び事業) 第3条 病院事業を行う施設等の名称、位置及び事業の内容は、次のとおりとする。		
施設等の名称	位置	事業の内容	施設等の名称	位置	事業の内容
[略]			[略]		
<u>高齢者総合相談センターふじさわ</u>	一関市藤沢町藤沢字町裏 52 番地 2	介護保険法に規定する地域包括支援センター事業	<u>ふじさわ地域包括支援センター</u>	一関市藤沢町藤沢字町裏52番地 2	介護保険法に規定する地域包括支援センター事業
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第9号

一関市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の制定について

一関市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一関市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例
(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている事業者への支援を目的とする一関市中小企業振興資金の利用者に対する臨時利子補給若しくは臨時保証料補給又は岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金の利用者に対する利子補給若しくは保証料補給に要する経費に充てるため、一関市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間

及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的に従い使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

一関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例の制定について

一関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例

一関市東山地区集会施設条例（平成17年一関市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
東山岩ノ下定住促進センター	一関市東山町松川字岩ノ下 141 番地		
岩ノ下ふれあい館	<u>3</u>		
東山矢ノ森集会施設愛花夢館 ^{あい か む}	一関市東山町田河津字矢ノ森 59 番地	東山矢ノ森集会施設愛花夢館 ^{あい か む}	一関市東山町田河津字矢ノ森 59 番地
[略]	19	[略]	19
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第11号

大東町黒毛和種繁殖雌牛貸付事業基金条例を廃止する条例の制定について

大東町黒毛和種繁殖雌牛貸付事業基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

大東町黒毛和種繁殖雌牛貸付事業基金条例を廃止する条例

大東町黒毛和種繁殖雌牛貸付事業基金条例（昭和51年大東町条例第30号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の条例第6条の規定により貸付肉用牛を購入した当時の価格に相当する金額の納付が終了していない者の貸付肉用牛の譲渡については、なお従前の例による。

議案第12号

一 関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一 関市手数料条例の一部を改正する条例

一 関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
[略]				[略]			
49 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の	49 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の

審査

居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸
 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 35,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この項

審査

居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸
 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 35,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この項、51の項

_____において
「審査機関」という。)が
あらかじめ法第54条第
1項各号に掲げる基準
に適合すると認めた場
合にあっては、5,000
円)

(イ)・(ウ) [略]

イ [略]

ウ 人の居住の用に供する
部分を有しない建築物
(専ら工場、畜舎、自動車
車庫、自転車駐車場、倉
庫、卸売市場その他これ
らに類する用途に供する
建築物として市長が認め
る建築物(以下この項に
おいて「工場等」という。
を除く。)

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル以内
のもの 239,000円

_____ (審査機関
があらかじめ法第54条
第1項各号に掲げる基
準に適合すると認めた
場合にあっては、

及び53の項において
「審査機関」という。)が
あらかじめ法第54条第
1項各号に掲げる基準
に適合すると認めた場
合にあっては、5,000
円)

(イ)・(ウ) [略]

イ [略]

ウ 人の居住の用に供する
部分を有しない建築物
(専ら工場、畜舎、自動車
車庫、自転車駐車場、倉
庫、卸売市場その他これ
らに類する用途に供する
建築物として市長が認め
る建築物(以下この項に
おいて「工場等」という。
を除く。)

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル以内
のもの 次に掲げる区
分に応じ、それぞれ次
に定める額(審査機関
があらかじめ法第54条
第1項各号に掲げる基
準に適合すると認めた
場合にあっては、

10,000円)

10,000円)

a 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、50の2の項、50の3の項、51の項、53の項及び53の2の項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、50の2の項、50の3の項、51の項、53の項及び53の2の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして

(イ) 床面積の合計が
300平方メートルを超
えるもの 380,000円

_____ (審査機
関があらかじめ法第54
条第1項各号に掲げる
基準に適合すると認め
た場合にあつては、
27,000円)

された認定申請
239,000円

b 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 96,000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートルを超
えるもの 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ
次に定める額 (審査機
関があらかじめ法第54
条第1項各号に掲げる
基準に適合すると認め
た場合にあつては、
17,000円)

a 建築物のエネルギ
ー消費性能が省令第
1条第1項第1号イ
に定める基準に適合
するものとしてされ
た認定申請
297,000円

b 建築物のエネルギ
ー消費性能が省令第

エ 人の居住の用に供する部分
を有しない建築物のうち工場等

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 109,000円

_____ (審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、10,000円)

1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請
120,000円

エ 人の居住の用に供する部分
を有しない建築物のうち工場等

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、10,000円)

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請
109,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロ

(イ) 床面積の合計が
300平方メートルを超
えるもの 179,000円

_____ (審査機
関があらかじめ法第54
条第1項各号に掲げる
基準に適合すると認め
た場合にあつては、
27,000円)

に定める基準に適合
するものとしてされ
た認定申請 48,000
円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートルを超
えるもの 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ
次に定める額 (審査機
関があらかじめ法第54
条第1項各号に掲げる
基準に適合すると認め
た場合にあつては、
17,000円)

a 建築物のエネルギ
ー消費性能が省令第
1条第1項第1号イ
に定める基準に適合
するものとしてされ
た認定申請
138,000円

b 建築物のエネルギ
ー消費性能が省令第
1条第1項第1号ロ
に定める基準に適合
するものとしてされ
た認定申請 63,000
円

			オ [略] (2) [略]				オ [略] (2) [略]
50 [略]				50 [略]			
	50の2 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律(以下この項 において「法」 という。)第12 条第1項又は 第13条第2項 の規定による 建築物エネル ギー消費性能 確保計画(法第 12条第1項に 規定する建築 物エネルギー 消費性能確保 計画をいう。以 下この項、50の 3の項及び53 の2の項にお いて同じ。)に 係る建築物エ ネルギー消費 性能適合性判	建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 に係る建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定 手数料	1件に つき	(1) 特定建築物(法第11条第 1項に規定する特定建築物 をいう。以下この項、50の 3の項及び53の2の項にお いて同じ。)の非住宅部分 (同条第1項に規定する非 住宅部分をいう。以下この 項、50の3の項、51の項、 53の項及び53の2の項にお いて同じ。)のエネルギー 消費性能が省令第1条第1 項第1号イに定める基準に 適合するものとして提出さ れ、又は通知された建築物 エネルギー消費性能確保計 画 ア 特定建築物の非住宅部 分の床面積(建築物のエ ネルギー消費性能の向上 に関する法律施行令(平 成28年政令第8号)第4 条第1項に規定する床面 積をいう。以下この項、 50の3の項及び53の2の 項において同じ。)(増			

	定		<p>築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項、50の3の項及び53の2の項において同じ。)の合計が500平方メートル以内のもの 315,000円</p> <p>(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画</p> <p>ア 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 123,000円</p>
	50の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費	1件につき (1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築基準法施行条例（平成

				<p><u>エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u></p>	<p><u>性能適合性判定手数料</u></p>		<p>12年岩手県条例第37号。以下この項及び53の2の項において「条例」という。) <u>第11条第2項第2号の規定により算定した面積の50の2の項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(1)に定める額</u> <u>(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の50の2の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額</u></p>
<p>51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。) <u>第29条第1項</u>の規定に</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>(1)に定める額(<u>法第30条第2項</u>の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額) (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に</p>	<p>51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。) <u>第34条第1項</u>の規定に</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>(1)に定める額(<u>法第35条第2項</u>の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額) (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に</p>

基づく建築物
エネルギー消
費性能向上計
画の認定の申
請に対する審
査

応じ、それぞれ次に定める
額を合算した額

ア 一戸建ての住宅（人の
居住の用以外の用に供す
る部分を有しないものに
限る。以下この項、52の
項及び53の項において同
じ。）又は住宅・非住宅
複合建築物（住宅部分（法
第11条第1項に規定する
住宅部分をいう。以下こ
の項、52の項及び53の項
において同じ。）を有す
る建築物（一戸建ての住
宅及び共同住宅等（共同
住宅、長屋その他一戸建
ての住宅以外の住宅をい
う。以下この項、52の項
及び53の項において同
じ。）を除く。）をいう。
以下この項、52の項及び
53の項において同じ。）
の住宅部分

（ア） 床面積の合計が
200平方メートル以内
のもの 38,000円（住
宅の品質確保の促進等
に関する法律第5条第

基づく建築物
エネルギー消
費性能向上計
画の認定の申
請に対する審
査

応じ、それぞれ次に定める
額を合算した額

ア 一戸建ての住宅（人の
居住の用以外の用に供す
る部分を有しないものに
限る。以下この項、52の
項及び53の項において同
じ。）又は住宅・非住宅
複合建築物（住宅部分（法
第11条第1項に規定する
住宅部分をいう。以下こ
の項、52の項及び53の項
において同じ。）を有す
る建築物（一戸建ての住
宅及び共同住宅等（共同
住宅、長屋その他一戸建
ての住宅以外の住宅をい
う。以下この項、52の項
及び53の項において同
じ。）を除く。）をいう。
以下この項、52の項及び
53の項において同じ。）
の住宅部分

（ア） 床面積の合計が
200平方メートル以内
のもの 38,000円（審
査機関

1項に規定する登録住宅性能評価機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関（以下この項及び53の項において「審査機関」という。）があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,000円（審査機関があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円）

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分

(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー

_____があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,000円（審査機関があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円）

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分

(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー

消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び53の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。――53の項(3)において同じ。）を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。――53の項(3)において同じ。）の床面積を除く。（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの77,000円（審査機関があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000

消費量（省令

_____第1
条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項及び53の項(3)において同じ。）を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項及び53の項(3)において同じ。）の床面積を除く。（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの77,000円（審査機関があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000

円)

(イ) 床面積の合計が
300平方メートルを超
えるもの 127,000円
(審査機関があらかじめ法第30条第1項各号
に掲げる基準に適合す
ると認めた場合にあっ
ては、23,000円)

ウ 住宅部分を有しない建
築物又は住宅・非住宅複
合建築物の非住宅部分
(法第11条第1項に規定
する非住宅部分をいう。
以下この項、52の項及び
53の項において同じ。)
(当該建築物又は非住宅
部分のエネルギー消費性
能 (法第2条第2号に規
定するエネルギー消費性
能をいう。以下この項、
52の項及び53の項におい
て同じ。)が省令第10条
第1号イ(1)及びロ(1)に
定める基準に適合するも
のとしてされた認定申請
に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が

円)

(イ) 床面積の合計が
300平方メートルを超
えるもの 127,000円
(審査機関があらかじめ法第35条第1項各号
に掲げる基準に適合す
ると認めた場合にあっ
ては、23,000円)

ウ 住宅部分を有しない建
築物又は住宅・非住宅複
合建築物の非住宅部分

(当該建築物又は非住宅
部分のエネルギー消費性
能 _____

_____が省令第10条
第1号イ(1)及びロ(1)に
定める基準に適合するも
のとしてされた認定申請
に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が

300平方メートル以内のもの 251,000円(審査機関があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 406,000円(審査機関があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、30,000円)

エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 96,000円(審

300平方メートル以内のもの 251,000円(審査機関があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 315,000円(審査機関があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、19,000円)

エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 96,000円(審

			<p>査機関があらかじめ<u>法第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>161,000円</u> (審査機関があらかじめ<u>法第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、<u>30,000円</u>)</p> <p>オ [略]</p> <p>(2) [略]</p>				<p>査機関があらかじめ<u>法第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>123,000円</u> (審査機関があらかじめ<u>法第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、<u>19,000円</u>)</p> <p>オ [略]</p> <p>(2) [略]</p>		
52	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。) <u>第31条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき	51の項(1)ア (ア) 若しくは(イ)、同項(1)イ (ア) 若しくは(イ) 同項(1)ウ (ア) 若しくは(イ) 同項(1)エ (ア) 若しくは(イ) 又は同項(1)オ (ア) 若しくは(イ) に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア (ア) 若しくは(イ)、同項(1)イ (ア) 若しくは(イ) 同項(1)ウ (ア) 若しくは(イ) 同項(1)エ (ア) 若しくは(イ) 又は同項(1)オ (ア) 若しくは(イ) に定める	52	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。) <u>第36条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき	51の項(1)ア (ア) 若しくは(イ)、同項(1)イ (ア) 若しくは(イ) 同項(1)ウ (ア) 若しくは(イ) 同項(1)エ (ア) 若しくは(イ) 又は同項(1)オ (ア) 若しくは(イ) に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア (ア) 若しくは(イ)、同項(1)イ (ア) 若しくは(イ) 同項(1)ウ (ア) 若しくは(イ) 同項(1)エ (ア) 若しくは(イ) 又は同項(1)オ (ア) 若しくは(イ) に定める

<p>する審査</p>			<p>額（<u>法第31条第2項</u>において準用する<u>法第30条第2項</u>の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、51の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額）</p>	<p>する審査</p>			<p>額（<u>法第36条第2項</u>において準用する<u>法第35条第2項</u>の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、51の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額）</p>
<p>53 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）<u>第36条第1項</u>の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>棟ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの38,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（<u>法第2条第3号</u>）に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下この項において同じ。）に</p>	<p>53 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）<u>第41条第1項</u>の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>棟ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの38,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（<u>法第2条第1項第3号</u>）に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下この項において同じ。）に</p>

適合すると認めた場合に
あつては、6,000円)

イ [略]

(1)の2～(4) [略]

(5) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア [略]

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
406,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、30,000円）

(6) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

適合すると認めた場合に
あつては、6,000円)

イ [略]

(1)の2～(4) [略]

(5) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア [略]

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
315,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、19,000円）

(6) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

		<p>96,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>161,000円</u>（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、<u>30,000円</u>）</p> <p>(7)・(8) [略]</p>			<p>96,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>123,000円</u>（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、<u>19,000円</u>）</p> <p>(7)・(8) [略]</p>
			<p><u>53の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料</u></p>	<p><u>1件につき</u></p> <p>(1) <u>特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の50の2の項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(1)に定める額</u></p> <p>(2) <u>特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロ</u></p>

						<u>に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の50の2の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額</u>
54 [略]				54 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一関市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

議案第13号

一関市汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

一関市汚水処理施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一関市汚水処理施設条例の一部を改正する条例

一関市汚水処理施設条例（平成17年一関市条例第192号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
萩の森団地汚水 処理施設	一関市千厩町千厩字 構井田1番地75	一関市千厩町千厩字構井 田1番地10から1番地 73まで			
サンパルナ名生 城汚水処理施設	[略]	[略]	サンパルナ名生 城汚水処理施設	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。
（一関市下水道条例の一部改正）
- 一関市下水道条例（平成17年一関市条例第188号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～8 [略]</p>	<p>附 則 1～8 [略]</p> <p><u>(萩の森団地汚水処理施設の廃止に伴う経過措置)</u></p> <p>9 <u>一 関市汚水処理施設条例の一部を改正する条例（令和3年一関市条例第 号。以下この項において「一部改正条例」という。）による改正前の一関市汚水処理施設条例（平成17年一関市条例第192号。以下この項から附則第11項までにおいて「改正前の一関市汚水処理施設条例」という。）別表第1に規定する萩の森団地汚水処理施設の処理区域（次項及び附則第11項において「廃止処理区域」という。）において、一部改正条例の施行の日（次項及び附則第11項において「施行日」という。）前までに改正前の一関市汚水処理施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>10 <u>前項の規定にかかわらず、廃止処理区域において、施行日前までにした処分、手続その他の行為に対する過料については、改正前の一関市汚水処理施設条例の規定を適用する。</u></p> <p>11 <u>附則第9項の規定にかかわらず、廃止処理区域における施行日前から施行日以後に引き続く使用に係る施行日の属する月の汚水の量の算定分に係る使用料は、改正前の一関市汚水処理施設条例の規定を適用する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

議案第14号

一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

一関市立学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

一関市長 勝 部 修

一関市立学校条例の一部を改正する条例

一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="194 839 517 885">名称</th><th data-bbox="517 839 1084 885">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="194 885 517 932">[略]</td><td data-bbox="517 885 1084 932"></td></tr><tr><td data-bbox="194 932 517 978"><u>一関市立永井小学校</u></td><td data-bbox="517 932 1084 978"><u>一関市花泉町永井字岫前148番地 1</u></td></tr><tr><td data-bbox="194 978 517 1024"><u>一関市立涌津小学校</u></td><td data-bbox="517 978 1084 1024"><u>一関市花泉町涌津字松ノ坊26番地 1</u></td></tr><tr><td data-bbox="194 1024 517 1070"><u>一関市立油島小学校</u></td><td data-bbox="517 1024 1084 1070"><u>一関市花泉町油島字上築道34番地 1</u></td></tr><tr><td data-bbox="194 1070 517 1117"><u>一関市立花泉小学校</u></td><td data-bbox="517 1070 1084 1117"><u>一関市花泉町花泉字天王沢沖90番地</u></td></tr><tr><td data-bbox="194 1117 517 1163"><u>一関市立老松小学校</u></td><td data-bbox="517 1117 1084 1163"><u>一関市花泉町老松字藤田215番地</u></td></tr><tr><td data-bbox="194 1163 517 1209"><u>一関市立金沢小学校</u></td><td data-bbox="517 1163 1084 1209"><u>一関市花泉町金沢字下寺袋 1 番地</u></td></tr><tr><td data-bbox="194 1209 517 1256">[略]</td><td data-bbox="517 1209 1084 1256"></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		<u>一関市立永井小学校</u>	<u>一関市花泉町永井字岫前148番地 1</u>	<u>一関市立涌津小学校</u>	<u>一関市花泉町涌津字松ノ坊26番地 1</u>	<u>一関市立油島小学校</u>	<u>一関市花泉町油島字上築道34番地 1</u>	<u>一関市立花泉小学校</u>	<u>一関市花泉町花泉字天王沢沖90番地</u>	<u>一関市立老松小学校</u>	<u>一関市花泉町老松字藤田215番地</u>	<u>一関市立金沢小学校</u>	<u>一関市花泉町金沢字下寺袋 1 番地</u>	[略]		<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1160 839 1482 885">名称</th><th data-bbox="1482 839 2049 885">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1160 885 1482 932">[略]</td><td data-bbox="1482 885 2049 932"></td></tr><tr><td data-bbox="1160 932 1482 978"><u>一関市立花泉小学校</u></td><td data-bbox="1482 932 2049 978"><u>一関市花泉町涌津字下原304番地</u></td></tr><tr><td data-bbox="1160 978 1482 1209"></td><td data-bbox="1482 978 2049 1209"></td></tr><tr><td data-bbox="1160 1209 1482 1256">[略]</td><td data-bbox="1482 1209 2049 1256"></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		<u>一関市立花泉小学校</u>	<u>一関市花泉町涌津字下原304番地</u>			[略]	
名称	位置																												
[略]																													
<u>一関市立永井小学校</u>	<u>一関市花泉町永井字岫前148番地 1</u>																												
<u>一関市立涌津小学校</u>	<u>一関市花泉町涌津字松ノ坊26番地 1</u>																												
<u>一関市立油島小学校</u>	<u>一関市花泉町油島字上築道34番地 1</u>																												
<u>一関市立花泉小学校</u>	<u>一関市花泉町花泉字天王沢沖90番地</u>																												
<u>一関市立老松小学校</u>	<u>一関市花泉町老松字藤田215番地</u>																												
<u>一関市立金沢小学校</u>	<u>一関市花泉町金沢字下寺袋 1 番地</u>																												
[略]																													
名称	位置																												
[略]																													
<u>一関市立花泉小学校</u>	<u>一関市花泉町涌津字下原304番地</u>																												
[略]																													
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																													

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

位置図

